

デクセリアルズ健康保険組合が認める「直接的必要経費」一覧表

【自営業者の収入について】

- ◎健康保険法における被扶養者の要件は「収入」が130万円(60歳以上の人ならびに障害年金受給者は180万円)未満であり、いわゆる税法上の「所得」で勘案するものではありません。
- ◎健康保険法における自営業者などの収入については『総収入から「直接的必要経費(※)」を差し引いた額』となっております。(なお、給与収入者については「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。)
- ※直接的必要経費とは、「生産活動に要する原材料などの費用」(具体的には、ケーキ屋さんの小麦粉、卵など)

デクセリアルズ健康保険組合では、上記の「直接的必要経費」を、確定申告時の「収支内訳書」(または「損益計算書」)の各所得別に定めております。(詳細は以下「一覧」参照)「収支内訳書」(または「損益計算書」)の「収入金額」から各「経費」の額を差し引いて、収入を計算してください。

【一覧】

- 「○」…直接的必要経費として認める経費
- 「△」…条件(備考を参照)付きで直接的必要経費として認める経費
- 「×」…直接的必要経費として認めない経費
- ※認定可否が「○」となっている経費は、原則、その裏づけとなる資料は添付不要ですが、必要に応じて求める場合があります。
- ※認定可否が「△」となっている経費は、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を提出してください。
- ※収支内訳書(損益計算書)の経費欄の項目にない「経費」については、「雑費」と同様に取り扱います。

【一般所得用】

科目	認定可否	備考
給与賃金	×	
外注工費	○	
減価償却費	△	原則、認定しません。ただし、同年中に購入したものについては、その内容を申告(裏づけする書類(※)を添付の上)いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて、ご申告ください。※領収書など(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)
貸倒金	×	
地代家賃	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的経費として認めます。
利子割引料	×	
租税公課	×	
荷造運賃	○	
水道光熱費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的経費として認めます。
旅費交通費	○	通勤に伴う費用については、直接的必要経費とは認めません。混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にて、ご申告ください。
通信費	△	収支内訳書の「住所」と「事業所住所」が同一の場合は、用途(事業用・自宅用)が混在しているため、50%(小数点以下切捨て)のみ直接的経費として認めます。
広告宣伝費	○	
接待交際費	×	
損害保険料	×	
修繕費	○	
消耗品費	△	用途(事業用・自宅用)が混在している場合、自宅用は直接的必要経費とは認めません。デクセリアルズ健康保険組合より用途が混在されているかどうかを確認させていただく場合がございますので、混在している場合は、「直接的必要経費申告書」にてご申告ください。ご申告がなかった場合は、全額直接的経費として認めることはできません。
福利厚生費	×	
雑費	△	原則、認定しません。ただし、その内容をご申告(裏づけする書類(※)を添付の上)いただいた場合に限り、個別に判断させていただきます。その場合は「直接的必要経費申告書」にて、ご申告ください。※領収書など(注:「支払日」、「支払者」、「支払先」、「購入物」が明確なものに限ります。レシートは認められません。)